

○自動車の保管場所証明等事務処理要領

平成 18 年 4 月 20 日

駐 対 第 4 5 3 号

警 察 本 部 長

自動車の保管場所証明等事務処理要領の制定について（通達）

この度、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 55 号）の施行に伴い、自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成 3 年埼例規第 37 号・駐対・会）の全部を別添のとおり改正し、平成 18 年 4 月 24 日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

自動車の保管場所証明等事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 329 号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明等に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、法、令及び規則で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管場所確保証明書面 法第 4 条第 1 項の政令で定める書面
- (2) 保管場所確保証明の通知 法第 4 条第 1 項ただし書の政令で定める通知
- (3) 自動車の使用の本拠の位置 原則として、自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、所有者が自然人の場合はその住所又は居所、申請者が法人の場合はその主たる事務所又は従たる事務所の所在地をいう。
- (4) 使用権原疎明書面 規則第 1 条第 2 項第 1 号に掲げる書面
- (5) 所在図 規則第 1 条第 2 項第 2 号に掲げる所在図
- (6) 配置図 規則第 1 条第 2 項第 3 号に掲げる配置図
- (7) 保管場所届出 法第 5 条、第 7 条第 1 項（法第 13 条第 4 項及び附則第 7 項において準用する場合を含む。）、第 13 条第 3 項及び附則第 6 項の規定による届出

一部改正〔令和 7 年第 797 号〕

第3 自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムと接続した自動車保管場所管理システムの運用

1 基本構成

自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムと接続した自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）は、次に掲げる機能をもって構成する。

- (1) 保管場所確保証明等管理機能

- ア 保管場所確保証明書面の交付の申請に関するデータの登録及び管理
- イ 保管場所確保証明の通知の申請の受付及び保管場所確保証明の通知の実施
- ウ 保管場所届出に基づくデータの登録等
- エ 保管場所確保証明書面の交付、保管場所確保証明の通知

(2) 駐車場管理機能

おおむね 10 台以上の自動車を収容できる駐車場の使用状況等を管理する機能

(3) 手数料徴収管理機能

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成 12 年埼玉県条例第 54 号）

に規定する保管場所確保証明書面交付申請等手数料の徴収を管理する機能

2 基本台帳

交通部交通規制課に保管場所管理システムに関する次の台帳（以下「ファイル」という。）を置くものとする。

《表 Table1.rtf へのリンク》

種 類	内 容
保管場所確保証明管理 ファイル	保管場所確保証明書面の交付に係る登録、保管場所確保証明の通知に関する申請受付及び保管場所届出の登録により作成されるファイル
駐車場管理ファイル	警察署において行う駐車場に係る登録により作成されるファイル
手数料徴収管理ファイル	保管場所証明交付申請等の手数料に係る納付情報により作成されるファイル

3 運用体制

(1) 運用責任者

ア 警察本部に保管場所管理システムの運用責任者を置き、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）をもって充てる。

イ 運用責任者は、保管場所管理システムの適正かつ円滑な運用を図るとともに、情報セキュリティに係る事務を処理するものとする。

(2) 運用管理者

ア 警察署に運用管理者を置き、署長をもって充てる。

イ 運用管理者は、所属における保管場所管理システムの適正な運用を管理する。

(3) 取扱責任者

運用責任者は課長補佐を、運用管理者は交通課長又は交通指導を担当する課長代理を保管場所管理システムの取扱責任者に指定すること。

4 保管場所管理システムのアクセス権

保管場所管理システムのアクセス権を有する者は、運用責任者が総務部情報管理課長を経る申請に基づき、総括責任者（埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和6年埼玉県警察本部訓令第27号）に規定するシステム総括責任者をいう。）が指定するものとする。

一部改正〔平成19年第3712号、20年第922号、23年第2549号、令和5年第1028号、6年第1176号、7年第797号〕

第4 保管場所確保証明書の交付に関する事務

1 交付の申請の受付

署長は、自動車の保有者から保管場所確保証明書の交付の申請があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

なお、申請の受付の日時は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時15分までとする。

(1) 規則別記様式第1号による自動車保管場所証明申請書（以下「申請書」という。）の記載事項に不備がないこと、使用権限疎明書面、所在図及び配置図の必要書類（以下「添付書類」という。）が添付されていることなどの形式的要件について確認すること。

(2) 形式的要件の確認に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

ア 申請書

申請に係る自動車の車台番号が確定していないために、車台番号欄が空欄のまま行われた申請は、有効なものとして受け付けるものとする。この場合において、規則

別記様式第 1 号による自動車保管場所証明書の交付は、当該申請書に車台番号が記入されるまでは行わないものとする。

イ 使用権原疎明書面

(ア) 自己の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第 1 号）とする。

(イ) 他人の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合は、次に掲げる書面のいずれかとする。

a 保管場所使用承諾証明書（様式第 2 号）

b 駐車場賃借契約書の写し

c 駐車場の料金の領収書

d 自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを、当該申請に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人が確認して発行する確認証明書（様式は問わない。）

e a から d までのほか、自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

(ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、共有者全員の連名による保管場所使用承諾証明書とする。

(エ) 使用権原疎明書面に記載されている保管場所の使用期間は、原則として申請が行われた日を起算日として 1 か月以上でなければならない。

ウ 所在図

(ア) 規則第 1 条第 2 項第 2 号に掲げる内容を表示したものであること。

(イ) 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離を明記したものであること。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の内容については、市販の地図の写し等を利用して表示してよいものとする。

エ 配置図

規則第 1 条第 2 項第 3 号に掲げる内容を表示したものであること。

オ その他

(ア) 同一の保管場所について、2 台以上の自動車を保管することを内容とする申請が同時になされたときは、申請件数にかかわらず添付書類は 1 部とする。

(イ) 受理時に申請書の内容に訂正がある場合については、申請者自身に訂正させるものとし、申請受理後の訂正は、原則として認めないこと。

また、当該訂正のあった申請書に係る自動車保管場所証明書を交付する際は、当該訂正箇所に警察署長印を押印すること。

(ウ) 申請者の住所と使用の本拠の位置とが異なる場合は、当該位置に営業の実態があることなど、使用の本拠の位置となることについて、できる限り、疎明する書面の提出を求めること。この場合において、疎明する書面の提出がない場合であっても、申請に有効な書類があり、内容に問題が無い場合は受理すること。

(3) 形式的要件に不備がないと認めるときは、保管場所管理システムの保管場所確保証明等管理機能に登録するなどにより受理番号を取得すること。

(4) 申請書を受理したときは、当該申請の内容を保管場所管理システムに登録すること。

2 保管場所の調査及び報告

(1) 保管場所の現地調査者

署長は、保管場所確保証明書面の交付の申請に係る保管場所（以下「申請に係る保管場所」という。）が令第 1 条各号に掲げる要件に適合するか否かの現地調査を、委託契約に基づき現地調査を委託した者に行わせることができる。

(2) 保管場所の現地調査における留意事項

申請に係る保管場所の現地調査に当たっては、次に掲げる事項に留意して調査させること。

ア 保管場所は、道路上の場所以外の場所にあり、かつ、使用の本拠の位置から直線距離で 2 キロメートルを超えない場所にあること。

イ 保管場所が商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等他の目的に使用され、保管場所として使用することができなくなることがあるものでないこと。

ウ 保管場所に出入りするための道路について、当該申請に係る自動車が通行するに足りる程度の幅員を有していること。この場合において、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 5 条及び第 6 条の規定についても配慮すること。

- エ 保管場所に通じる道路について、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制が行われていないこと。ただし、埼玉県公安委員会が規制の対象から除外し、又は署長がやむを得ない理由があると認めて許可することにより、当該申請に係る自動車の通行が認められている場合は除く。
- オ 他の法令により、自動車の保管場所として不適当であるとされる場所でないこと。

(3) 報告又は資料の提出

申請に係る保管場所について疑義があるときは、必要により、自動車の保有者等に対して法第 12 条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。

(4) 保管場所の二重申請等の防止

申請に係る保管場所が二重申請等収容能力を超えるものではないことを、保管場所管理システムにより、確認すること。

(5) 保管場所の調査実施期間

申請に係る保管場所の調査実施期間は、原則として、申請を受理した翌日を起算日として 2 日以内（県の休日を除く。）とする。

(6) 調査結果の報告

署長は、申請に係る保管場所の現地調査の結果を、自動車保管場所調査報告書（様式第 3 号）により速やかに報告させること。

3 自動車保管場所証明書の交付

署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第 1 条各号に掲げる要件に適合するものであることを認めたときは、申請を受理した日からおおむね 7 日（県の休日を含まない。）以内に当該申請に係る自動車保管場所証明書を申請者に交付しなければならない。この場合において、受理処理簿に所定事項を記入すること。

4 自動車保管場所証明書の交付に係る不可処分

署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第 1 条各号に掲げる要件に適合していると認められないときは、次により措置するものとする。

- (1) 当該申請書の右上空白部に「不可」と朱書し、自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書（様式第 4 号）とともに申請者に交付すること。この場合において、自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書の番号は、受理処理簿の受理番号とし、受理処理簿の備考欄に公布日及び書面に交付した旨を記入すること。

- (2) 前記(1)の交付ができず電話で通知した場合は、通知した日及びその旨を受理処理簿の備考欄に記入すること。この場合において、申請者から書面で審査請求及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）による取消訴訟について求められたときは、自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書によること。

一部改正〔平成 28 年第 840 号、令和 3 年第 235 号、4 年第 209 号、7 年第 797 号〕

第 5 保管場所届出に関する事務

署長は、自動車の保有者から保管場所届出があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

なお、届出の受付の日時は、県の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 15 分までとする。

- (1) 自動車保管場所届出書（規則別記様式第 2 号）の記載事項に不備がないこと、必要な添付書類が添付されていることなどの形式的要件について確認すること。
- (2) 添付書類の形式的要件の確認に当たっては、自動車保管場所証明申請書を受けた場合に準じて行うこと。
- (3) 法第 7 条（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による変更届出の場合は、自動車保管場所届出書の自動車の保管場所の位置欄に変更後の保管場所の位置を記入させることとし、同欄括弧内に変更前の保管場所の位置を記入させること。
- (4) 形式的要件に不備がないと認めるときは、当該届出の内容を保管場所管理システムにより登録すること。

一部改正〔令和 3 年第 209 号、7 年第 797 号〕

第 6 保管場所確保証明の通知に関する事務

保管場所確保証明の通知に関する事務は、次の手続によるものとする。

1 申請の受付等

- (1) 交通規制課長は、保管場所確保証明の通知の申請があったときは、手数料の納付があったことを確認した上、当該申請の場所の位置を管轄する署長に保管場所管理システムにより通知すること。
- (2) 署長は、前記 1 の通知があったときは、前記第 4 の規定に準じて申請の形式的要件を確認し、不備がないと認めるときは、遅滞なく申請に係る保管場所の現地調査を行うこと。

なお、申請の形式的要件に不備があると認めるときは、保管場所管理システムにより申請者に補正を求めること。

この場合において、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条に規定する補正を求める相当の期間は、保管場所管理システムの設定上 5 日（県の休日を除く。）となっているので、留意すること。

- (3) 署長は、申請時、車台番号が確定していない場合は、保管場所管理システムにより道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 6 章の 2 に規定する登録情報処理機関に照会すること。この場合において、登録情報処理機関に対する照会期間は、保管場所管理システムの設定上 30 日（県の休日を含む。）とされているので、申請に係る補正がある場合は補正を確認後に照会すること。

なお、申請に係る補正指導と車台番号照会とは、同時にできないので留意すること。

2 通知の実施等

- (1) 署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第 1 条各号に掲げる要件に該当すると認めた場合は、申請が到達した日からおおむね 7 日（県の休日を含む。）以内に、令第 2 条第 2 項の規定により保管場所管理システムを使用して、関東運輸局埼玉運輸支局に保管場所確保証明の通知を行うこと。
- (2) 署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第 1 条各号に掲げる要件に適合していると認められない場合は、申請者に対して、保管場所管理システムを使用し保管場所確保証明の通知を行わない旨及び要件に適合していない理由を通知するとともに、審査請求及び行政事件訴訟法による取消訴訟の方法を教示すること。

一部改正〔平成 20 年第 922 号、21 年第 1676 号、28 年第 840 号、令和 5 年第 1028 号、7 年第 797 号〕

第 7 削除

一部改正〔平成 20 年第 922 号、27 年第 37 号〕、削除〔令和 5 年第 1028 号〕

第 8 取扱状況等の報告

1 定期報告

署長は、毎月の自動車保管場所証明等取扱状況を、交通規制課長に報告することとし、その詳細については交通規制課長が別途通知する。

2 随時報告

署長は、保管場所に関する各種犯罪その他特異な事案が発生したときは、その都度、文書により交通規制課長に報告すること。

一部改正〔平成 20 年第 922 号、令和 5 年第 1028 号〕

第 9 その他

交通規制課長は、この要領に定める手続が適正に行われるように各署長を指導すること。

一部改正〔平成 20 年第 922 号〕

実施日

- 1 この通達は、平成 18 年 4 月 24 日から実施する。
- 2 この通達による改正前の自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成 3 年埼例規第 37 号・駐対・会）別記様式第 1 から別記様式第 12 までの様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

実施日（平成 19 年 11 月 30 日情管第 3712 号）

この通達は、平成 19 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 3 月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 21 年 10 月 27 日交規第 1676 号）

この通達は、平成 21 年 11 月 1 日から実施する。

実施日（平成 23 年 11 月 15 日情管第 2549 号）

この通達は、平成 23 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 27 年 1 月 13 日交規第 37 号）

この通達は、平成 27 年 2 月 2 日から実施する。

実施日（平成 28 年 3 月 29 日務第 840 号）

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 12 月 5 日文第 421 号）

この通達は、平成 30 年 12 月 5 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 12 日務第 235 号）

- 1 この通達は、令和 3 年 2 月 12 日から実施する。

- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和4年1月25日務第209号）

この通達は、令和4年2月1日から実施する。

実施日（令和5年12月22日会第1028号）

- 1 この通達は、令和6年1月1日から実施する。〔後略〕
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙は、令和6年3月31日までの間、なお使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間これを使用することができる。

実施日（令和6年5月30日情管第1176号）

この通達は、令和6年6月1日から実施する。

実施日（令和7年5月15日交規第797号）

- 1 この通達は、令和7年5月15日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の自動車の運行供用制限等に関する事務処理要領及び自動車の保管場所証明等事務処理要領による様式用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号（第4関係）

☐ 保管場所使用権原疎明書(自認書)

☐ 保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

* 該当する標題の□内に✓を付けてください。

自動車の保管場所の位置		駐車場管理番号			
保管場所の使用者		〒住所氏名 電話 () 番			
使用承諾の場合	使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
	保管場所の貸借契約者	〒住所氏名 電話 () 番			
	使用者との関係	☐ 本人 ☐ 本店支店 ☐ 親族 () ☐ その他 ()			
☐ 上記の自動車の保管場所である ☐ 土地、私が ☐ 所有していることに間違いありません。 ☐ 建物 ☐ 管理 ☐ 上記のとおり自動車の保管場所として ☐ 使用します。 ☐ の使用を承諾します。 年 月 日 ☐ 所有者 ☐ 管理者 〒住所氏名 電話 () 番					

- 備考1 該当する□内に✓を付けてください。土地、建物について両方に当てはまる場合は、両方の□内に✓を付けてください。
- 2 所有者、管理者（所有者から管理する権利又は権原を委譲されている者）については、当てはまる方に✓を付けてください。
- 3 土地又は建物が共有の場合は、余白部分に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

様式第2号 (第4関係)

自動車保管場所証明申請・届出受理処理簿

年 月 日

区 分		受 理 番 号 標 章 番 号	申 請 受 理 日	申 請 者 氏 名	調 査 者	交 付 状 況	交 付 日	備 考
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		
						証明 交付 不可 標章 交付 再交付		

年 月 日

警察署長 殿

調査者
氏 名 (印)

自動車保管場所調査報告書

みだしの調査を 年 月 日に実施した結果は、次のとおりであるから報告する。
記

申請者の住所・氏名	保管場所証明申請第 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> のとおり						
自動車の保管場所							
自動車の車名・型式							

1 調査結果

- (1) 保管場所確保の有無

--

 1 有 2 無
- (2) 調査内容

① 駐 車 場 名		1 有 (名称) 2 無 3 自宅	
② 総 面 積	m ² (縦約 m × 横約 m)		
③ 収 容 台 数	台		
④ 当該申請の自動車1台分の大きさ	幅	m、奥行き m、高さ m	
⑤ 駐車場形態	項目	⑥ 駐車場構造	
・個人	1 年契約	・青空	1 平面
・賃貸	2 月契約	・屋根付	2 立体
・集合	3 その他	・建物内	3 地下
・企業用		・その他	4 屋上
・官公庁			5 その他
・中古車			
・その他			
⑦ 収 容 能 力		1 有 2 無 (理由) 3 二重駐車	
⑧ 使 用 権 原		1 自己 2 他人 3 共有 4 権原なし (理由)	
⑨ 出入りの支障		1 有 (理由) 2 無	
⑩ 関 係 法 令 の 抵 触		1 有 () 現況 ☐ 危険物製造所 ☐ 危険物取扱所 ☐ ガソリンスタンド ☐ 農地 ☐ 道路区分 (道) ☐ その他 () 2 無	
⑪ 使用の本拠	位 置	1 自宅 2 アパート・マンション 3 店舗 (営業所) 4 事務所 5 その他 ()	
	営業実態	1 有 2 無 3 その他 ()	
⑫ 立会人の有無		1 有 (立会人氏名) ☐ 使用者 ☐ 使用承諾者 ☐ 駐車場管理者 ☐ 家族 ☐ その他 2 無 (理由)	
⑬ 駐車場管理番号		1 有 (管理番号) 2 無	

- (3) 保管場所としての適否
- ア 保管場所として支障がないものと認められる。
- イ 保管場所として不適当と認められる。

2 不適当な場合の理由

平面図 (寸法等記載) に説明を加えて、具体的に不適当な理由を裏面に記載すること。

裏面記載 有・無

(裏面)

平面図
(寸法等)

理 由

様式第4号（第4関係）
（表面）

第 号

自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書

(住所)

(氏 名) 殿

年 月 日付け(受理番号 号)で交付申請のありました自動車保管
場所証明書については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

警察署長

印

先 會 照

三

電話番号

裏面に教示文があります。

(裏面)

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号 (第6関係)

自動車の 区 分	登録・軽	登録（車両）番号		受 理 番 号	
保 管 場 所 標 章 再 交 付 申 請 書					
車 名	型 式	車 台 番 号 （左 詰 め で 記 入）			
		長 さ 幅 高 さ センチメートル センチメートル センチメートル			
		(アルファベットには下欄にチェックしてください)			
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置					
再 交 付 申 請 の 理 由		1 滅失 2 損傷 3 識別困難 4 部分除去 5 不完全 6 その他			
私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。 警 察 署 長 殿 年 月 日 住 所 申請者 (フリガナ) 氏 名 電話 ()					
第 号 保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書 上記自動車に係る保管場所標章番号を通知します。 保管場所標章番号 年 月 日 警 察 署 長					

備考 1 申請日の記入及び県証紙の貼付は、保管場所標章が交付される日に行ってください。

3 警察署長が交付した保管場所標章は、この標章番号通知書により特定された自動車に表示しなければなりません。

様式第6号（第6関係）

保管場所標章台紙送付簿

[illegible]

様式第7号（第6関係）

標 章 台 紙 出 納 簿

幹 部 確認印	使 用 日	番 号	書 き 損
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番
	月 日	番 ～ 番	番

- 備考 1 標章台紙を受領した場合は、1行を使用して受領日及び標章の製造番号を朱書し、受入れ状況を明らかにしておくこと。
- 2 書き損じた標章台紙は、裁断等の方法により速やかに処分すること。

様式第8号（第8関係）

駐 車 場 管 理 台 帳 入 力 票

区 分	1 新規 2 修正 3 削除				警 察 署				
管理番号					作成年月日	年 月 日			
名 称									
所 在 地		市 町 村							
所有者	氏 名								
	住 所	県 都 市 町 村							
	電 話	()							
管理者	氏 名								
	住 所	県 都 市 町 村							
	電 話	()							
保 管 場 所	面 積	m ²		駐車可能台数		台		現在駐車台数	台
	駐車場の形態			①個人②賃貸③マンション等附置④企業専用					
	区画			①有 ②無		⑤官公庁⑥中古センター等 ⑨その他			
	保管位置の指定			①有 ②無					
	敷 地 面			①平場 ②立体 ③地下 ④屋上 ⑨その他					
	使 用 料			①有料 ②無料 ③一部有料 ④不明					
	契約方法			①年契約 ②月極契約 ③随時契約 ⑨その他					
	届出等			①有 ②無					
	保管状態			①野天 ②屋根付き ③建造物内 ⑨その他					

調査者印		登録者印		登録年月日	年 月 日		
------	--	------	--	-------	-------------	--	--

備考

様式第9号（第8関係）

自動車駐車場管理台帳

[illegible]

様式第10号（第10関係）

自動車保管場所証明等取扱状況報告書

年 月分

警察署

区 分 車 種	保管場所証明申請 （法第4条関係）		軽自動車の 保管場所届出		保管場所 変更届出		保管場所標章				不可件数	「保管場所 調査員」 委託件数	「電算操作員」 委託件数
	手 数 料 免 除 （内数）	（法第5条 等関係）	標 章 手 数 料 免 除 （内 数）	（法第7条 等関係）	交 付	手数料 免 除 （内 数）	再交付（法第6条3項）	手数料免除 （内 数）					
登録自動車			— — —	— — —									
	件	件			件	件	件	件	件	件	件	件	件
軽自動車	— — —	— — —									— — — —	— — — —	
			件	件	件	件	件	件	件	件			件
計												— — — —	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件

（注） 1 月の初日から末日までの件数を計上すること。
2 手数料免除は内数とし、該当がない場合は「0」を記入すること。